

習志野市教育委員会会議録
(令和4年第10回定例会)

- | | | | |
|---|------|----------------------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和4年10月26日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後2時58分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 菅 原 優 |
| | | 生涯学習部長 | 片 岡 利 江 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部次長 | 蓮 一 臣 |
| | | 生涯学習部次長 | 上 原 香 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 合 田 聖 |
| | | 指導課長 | 本 間 美奈子 |
| | | 学校給食センター所長 | 河 西 祐 子 |
| | | 総合教育センター所長 | 安 村 和 晃 |
| | | 社会教育課長 | 越 川 智 子 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 中央公民館長 | 小久保 範 彰 |
| | | 学校教育部主幹 | 小 出 広 恵 |
| | | 学校教育部主幹 | 西 郡 隆 司 |
| | | 学校教育部主幹 (習志野高等学校事務長) | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 | 松 岡 隆 志 |
| | | 学校教育部主幹 | 高 瀬 哲 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 佐久間 心 之 |
| | | 学校教育部主幹 | 鈴 木 誠 枝 |
| | | 学校教育課主任管理主事 | 河 村 幸 枝 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和4年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (2) 臨時代理の報告について
(令和4年度教育費予算案(9月補正)について)
- (3) 習志野市立学校における働き方改革の推進について
- (4) 運動部活動の地域移行について

第3 議決事項

- 議案第35号 指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館)
- 議案第36号 令和4年度教育費予算案(12月補正)について
- 議案第37号 令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について
- 議案第38号 令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第39号 令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第40号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和4年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第35号、議案第36号、議案第40号及び議案第41号を非公開とし、議案第35号、議案第36号及び議案第40号の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、議案第37号ないし議案第39号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて報告した。

小熊教育長

令和4年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和4年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

**報告事項(2) 臨時代理の報告について(令和4年度教育費予算案(9月補正)について)
(教育総務課)**

中野教育総務課長

報告事項(2)「臨時代理の報告について(令和4年度教育費予算案(9月補正)について)」、説明する。

本件は、第3子以降の学校給食費の無償化に要する予算の補正を行うにあたり、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時代理したので、報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。まず、右側の「財源内訳」は「一般財源」と「県支出金」に分かれている。これらは千葉県において、第3子以降の学校給食費の無償化に伴う経費の2分の1を補助することとなった。本市においても、この補助を活用することとし、第3子以降の学校給食費の無償化に取り組むものとしたものである。

続いて、資料中央部の「事業費(確定額)」を御覧いただきたい。2,263万9千円である。「事業概要等」については、3人以上の子を扶養する世帯において、3番目以降の子に係る市立小中学校の学校給食費について、無償化するものである。なお、対象人数としては現在のところ、小中学校合わせて1,434人で、内訳としては小学校が1,016人、中学校が418人で計上したものである。また、対象期間としては、令和5年の1月から3月までの分を計上している、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 習志野市立学校における働き方改革の推進について (学校教育課)

合田学校教育課長

報告事項(3)「習志野市立学校における働き方改革の推進について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。習志野市教育委員会では、令和4年6月に「習志野市働き方改革検討委員会」を設置し、働き方改革の具体策について検討をしている。習志野市立学校における働き方改革のねらいは、次の3つである。1つ目は放課後の時間にゆとりを持たせることで児童生徒と向き合う時間を確保し、教育相談、個別の学習・ノート指導や不登校対応等をより充実させることができる。2つ目は、児童生徒が放課後自由に過ごせる時間が増えることで、多彩な体験活動に取り組むことができる。3つ目は、教職員の教材研究、授業準備時間の充実により指導技術の向上を図る。これらは、教育の質を低下させないよう進めることが大前提である。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。本日午前中の校長会議において、令和5年度の教育課程を作成する際に、授業時数を総合的に調整し、放課後時間を確保することを1年を通して計画的に行うよう依頼をした。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。「短縮した時間割の例」のように、5時間授業の日を現在より20日増やした場合、小学校で年間約47時間、中学校で約40時間の放課後時間を確保することができる。子ども達にとっても、放課後の時間が多くなることで、これまでできなかった多彩な外部での経験ができる可能性が広がるとともに、給食の開始時間を正午に近づけることができる。ただし、授業の質を下げないよう、小学校で40分、中学校で45分授業といった授業は避けることも依頼したところである。教育課程編成の責任者である校長先生へ主体的な学校の変革を促していく。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。これまで、超過勤務時間が80時間超えの教職員については、本人の意思を確認し、疲労の蓄積の状況によって面談を実施することとしていた。しかし、労働安全衛生法において、医師による面接実施が義務化された。また、習志野市職員の勤務時間、休憩に関する規則にも規定されている。産業医の設置されていない学校にも健康管理医が設置されていることから、健康管理のため、80時間を超える教職員の面接意思確認の徹底、100時間を超える教職員、または、5カ月平均が80時間を超える教職員に対しては、医師による面接実施を行うよう依頼したところである。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。教育委員会としても、働き方改革に関するアンケートで特に要望の多かった、市教育委員会から学校へ依頼する調査等について精査、削減に努めることとした。これまで同様の内容であったり、重複したりすることがあったものについて、チェック体制を強化するとともに、来年度の校務支援ソフトの更新時に、よりICT化を推進し、業務の効率化を図っていく。

スライド資料4ページ目を御覧いただきたい。放課後時間確保のため、夏休み短縮等により授業時間の確保を検討してきた。今後も他市の動向を注視しながら、研究をしていく。これからも、市内の学校の好事例や他市の先進事例を積極的に各校へ周知し、習志野市立学校における働き方改革の推進に努めていく、と概要を説明

小熊教育長

日課等の説明があったが、これについては全ての学校が取り組むのか、そうでないのか、誤解のないよう詳しい説明をしていただきたい、と発言

合田学校教育課長

スライド資料2ページ目上段で、放課後時間を確保するため、学校に取り組んでほしいこととして、朝自習カット等といった具体例を記載しているが、あくまでも一例として各学校に依頼をしたもので、一律で教育委員会から、これをやってください、ということで依頼をしたものではない、と回答

小熊教育長

既に様々な工夫をしている学校があるのではないかと。現状の取り組みについても説明をしていただきたい、と発言

合田学校教育課長

もう既に対策をとり実施をしている学校もある。例えば、5時間授業の積極的な実施ということで、毎週というわけではなく5時間授業を行う曜日等を決めて、それ以外のところは6時間で組むといった取り組みである。具体的には、月水金は5時間と決めて授業を実施している学校もある。また、朝自習や掃除の時間等に関しても、決まった曜日、また決まった日にちについてカットし、これにより給食の時間が繰り上がることで放課後時間を確保している学校もある。こういったところで、休み時間の時間数の見直し等も含めて、学校ごとに実際に行っているところもある、と回答

小熊教育長

カットするという説明があったが、カットして本当にいいのか、という議論になってくるのではない。学校が今独自にやっているが、例えば、資料を見れば、学校関係者はわかると思うが、小学校の業間休みの時間が、この中ではかなり減っている。業間休みの意味は、一体今まで何だったのか。これは事前に教育委員からの質問にも出ているため、業間休みを行っている意味を説明していただきたい、と発言

本間指導課長

業間休みについては、小学校では、大体15分から20分程度、その後に移動の時間を5分設けている学校などもある。やはり子ども達が、1年生から6年生まで発達段階がいろいろある中で、ずっと机の前に座って、教室の中に居てという状態が続くこともあり、私自身が学級担任をしていたときには、この業間休みに子ども達が外で思い切り体を動かしたり、自分で自由に過ごして友達と一緒に時間を過ごしたりすることによって、教育効果を高める役割になり、リラックスをする緊張をする、その節目になっていると考えている。

また、小学校では委員会活動などを行うこともある。このため、子ども達にしてみると、業間休みがある程度確保されているということは、学習の節目にもなり、非常に意義が大きいと考えている、と回答

小熊教育長

そうすると、意味の大きいものをカットすることにはやはり問題があるのではないかと。これについてはどう説明するのか、と発言

合田学校教育課長

指導課長から説明があったとおり、我々も業間休みは非常に教育的な意義があることに関しては承知しているが、やはり一方で、この業間休みを毎回というわけではなく、適切に、健康面にも配慮した上で、曜日を決めたり、日にちを決めたりして短縮をするのはいかがか、という一例を出させていただいた次第である。

業間休みを含めた休み時間を適切に取るということに関しては、大事であることは十分承知している一方で、休み時間が長くなれば、給食の時間が遅くなってしまいうような面もある。給食の時間が遅くなることにより、健康面や生活のリズムへの影響が少なからずあり、また、様々な家庭での食事の状況ということも考えると、生活のリズムを意識した給食が非常に重要だと考えている。これらを総合的に勘案し、学校の状況に応じて、検討していただきたいという趣旨で提示しているものである、と回答

小熊教育長

例えば、業間休みに対する意識について調査をした結果やデータなどがあれば示していただきたい、と発言

本間指導課長

指導課では、各校の業間休みにどのようなことを行っているかについて調査を行った。学校によって業間休みを使って運動をするという目的、意義については異なるところもあるが、市内で、業間休みの時間を使って、通年で体力づくり等を行っている学校が7校あった。これについては、体力向上を目的にしているものもあるが、それだけではなく、心身のリラクゼーションを目的にしたり、縦割り活動で仲良しグループでの活動をしていたり、人間関係づくりに役立てているというようにも調査結果として上がってきている、と回答

小熊教育長

教育課程の編成というのは、基本的には校長の権限で行うものであるため、今話があったように、業間休みを設定していたり、そこまでの休みを設定していなかったりするなど、やはり我々としてはしっかりと現状を掴んでおいた上で、全体に依頼をしていくことが必要であると思う、と発言

馬場委員

今、教育長からあった内容については、私も同じように感じている。学校教育の質を低下させないというのが大前提との説明であったが、業間休みをカットすることによって、やはり少なからず影響があると思う。例えば、朝自習の時間に、「朝読」と呼ばれる読書の時間を設けていたり、先ほど説明があったように業間休みに業間体育という形で体力向上を図っていたりするなかで、全くそれをなくしてしまうということを提示するのは、少し違うように感じる。

働き方改革というのは、学校教育現場に限らず、多くの企業で今盛んに取り組んでいるところだと思うが、まずやるべきは、一般の企業と同じように、先生方の作業、仕事内容の精査から始まるのではないかと。子ども達の時間割を変更するというのが、少しひっかかる。事務の改善という点はもちろんだが、今こういった内容が全国的に行われており、この間たまたま目にしたテレビ番組で、県内の別の自治体の小学校が取り組んでいる内容が放映されていた。そこでは、まず、先生方の仕事内容が無駄がないかどうか、重複している仕事内容はないかなどを、若い先生が主体となって様々なことを洗い出していき、自分たちの授業の研究時間を確保するといった取り組みで、観ていてとても感心した。まずやるべきはそこなのではないかなと思うので、資料でもそうだが、「1 学校に取り組んでいただくこと」として提示するのは違うような気がする、と発言

合田学校教育課長

教育課程については、本来校長が学校ごとに定めて進めていくものであるため、教育委員会が「こういった取り組みをお願いします」という依頼をすること自体がどうなのか、という御意見については、御指摘のとおりだと思う。市の教育委員会として、教育課程以外の部分で効果的なものを市で統一してできればという考えで、検討委員会を立ち上げて進めてきたところだが、次年度からなかなかスタートすることができない状況になってしまい、結果的にこのような形で学校にお願いすることが多くなってしまったという経緯がある。このような中では、資料において「2 教育委員会で取り組むこと」を1番にする方がよかったのかもしれないが、この「2 教育委員会で取り組むこと」の「事務の改善」という点において、いろいろな事務手続きの部分で学校に負担をおかけしているということを、まずは教育委員会として改善していきたいという考えでこのような書き方をさせていただいたところである。馬場委員からいただいた御意見はごもっともであり、肝に銘じて今後進めてまいりたいと思う、と回答

馬場委員

ぜひそのようにお願いしたい。児童生徒に影響のないように取り組んでいただきたいと思う、と発言

古本委員

馬場委員の意見と非常にかぶるところがあるが、まず、スライド資料1ページ目下段の「働き方改革のねらい」というところに、非常に無理を感じてしまう。働き方改革をする目的というのは、残業を減らすということなのではないか。「児童生徒が放課後自由に過ごせる時間が増える」であるとか、「教職員の教材研究時間の充実」などが書かれているが、それもわかるが、本来の目的ではないものをもってきているように感じる。これをやるのであれば、まず、どれくらい残業しているのかを教えていただきたい。これだけ残業時間が多いから減らしましょうという話になり、その次に

お願いすることとして、先生方の仕事量を見て、という流れになると思うが、そもそも、仕事量が決まっているものについて残業時間を減らせ、というのも無理な話なのではないか。無駄がもし無いのだとしたら、仕事量を減らすしかないのだと思う。仕事量を減らすにはどうするのかという話が出た時に、例えば課外活動をどうするのかとか、そういう話になっていくと思うが、現場からしてみると学校教育の質を下げないで残業を減らすというのは、多分「無理だ」と言うと思う。この仕事をされているのは非常に大変だと思う。しかし、残業を減らすためには、まず仕事量から考えた方がいいと思う。

各時間、業間休みの時間が5分などあると思うが、例えば次が体育の授業の場合には、トイレに行くのですら、相当無理があると思う。先生方の残業時間を減らすということについて、まずそこを詳しく教えていただきたい、と質問

合田学校教育課長

学校職員の働き方改革というところで、残業時間と言われる超過勤務時間を縮減するということがねらいの部分としてあるのは承知している。ただし、学校における働き方改革といった意味合いでは、第一義に教育の質を低下させないようにするということが求められる中で、学校の先生方も気持ちよく生活ができるような、働き方改革を進めていきたいというところで目標とさせていただいた。子ども達のために、時間外勤務するということではなくて、子ども達のためにより時間を上手に使った上で、先生方の健康状況にも配慮しつつ、そういった部分の両立を考えていかなければならないと思っている。児童生徒に対しての教育の質という点については、大事に考えていかなければいけない、ととらえている、と回答

古本委員

働き方改革をする意味が玉虫色になっているように感じる。働き方改革をしなければならない理由は、先生方の残業が増えているからではないのか。違うのであれば、今のままで問題はないのではないかと。単に先生と児童生徒達の接点の時間を増やしていくということでは、働き方改革とは違うのではないかとと思うがいかがか、と発言

小熊教育長

私から話を補足すると、働き方改革というのが全面に出てきてしまっているが、まず、本市の実態について理解していただくことから始めなければいけなかったと大変反省している。今の状態で一日が進んでいくと、どうしても帰る時間が遅くなってしまっているという部分で、時間割に関して上に上げざるをえないだろうというところからスタートしているため、その辺のことも含めて、もう少し説明の必要性があると思う、と発言

古本委員

この説明だと、児童生徒達の保護者も納得しないと思う。まず、現実がこういう状況で残業がこんなに増えているから、これをどうにかして減らさないといけない、というスタンスから始まらないと話がよくわからなくなってしまうと思う、と発言

小熊教育長

その辺について、きちんと整理をさせていただきたい、と回答

高橋委員

本当に難しい議論だと思いながら聞いていたが、教員が授業を準備する時間が確保できるとか、あるいは、昼休みに給食を早く取れるという部分は、魅力的に感じるどころもあるし、今までの説

明については本当にそのとおりだと思う。

私から古本委員、小熊教育長の話に付け加えて知りたいことは、現場の先生がどう感じているかということ。本当ならば、先生というのは習志野市の財産なのだから、その先生方を本当に大事にして、いい教育をしていかなければいけないのに、学校に行っても、なかなか我々はその先生が本当は何を感じていて、どんなことが大変なのかというところはわからないものだと思う。時間数はある程度把握していると思うが、先生方がどうして欲しいのかということ、調査しているのであれば知りたいが、いかがか、と質問

合田学校教育課長

本年8月に、各学校の校長先生に校長会議の中で依頼をさせていただき、この働き方改革についてのアンケートで意見をいただいている。その中で、休み時間の短縮などについては、週に一度行なって放課後の時間を多く取る日を作りたいという意見がある一方で、児童生徒の生活リズムを崩さないよう休み時間は確保したいという意見、また、5分程度短縮を考えたいといった様々な意見をいただいている。これらの意見を踏まえた上で、各学校の実態に合わせて進めていく必要があるというところで、こういった示し方をさせていただいた、と回答

高橋委員

現場の先生方の意見を伺うというのは、やはりいろいろな考え方があるので、なかなか難しいものだと感じた。

スライド資料2ページ目の下段に「40分日課(小)、45分日課(中)の実施は避ける」とあるが、標準時間ももちろん45分、50分であることは知っているが、東京では40分授業にして午前中に5つ授業を行っている学校もあるようである。それがいいとは思わないが、ただ、そういった考え方もないこともないと感じる。習志野市で40分、45分を避けるということについて、どういった考え方が教えていただきたい、と質問

合田学校教育課長

40分日課、45分日課については、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、授業1単位の時間について小学校が45分、中学校が50分と定められているため、授業を5分短縮した場合には、その分を別に実施して補う必要がある、と回答

高橋委員

小学校は単位ではなく、時間数で決められていると思うが、そうすると、40分の場合には年間の総時間数が確保できない気がする。40分で1時間というようにカウントしているのではなく、実際の時間数でカウントしているのか、と質問

合田学校教育課長

学校教育法施行規則において、授業時数の一単位時間については、小学校は45分、中学校は50分とするという規定があるため、基本的にこれを一コマの括りとして計算している、と回答

小熊教育長

カウントの仕方の説明をすればいいのではないか。例えば、40分で授業をしたならば、総時間数は本来の45分の総数に近づけるという理解ではいけないのか。40分を1時間として考えてしまうと、それは問題が出てくる。学校現場にいと、一コマという感覚があるが、総時間数が足りないまま進めてしまうことのないように、というような意味合いで説明をしているはずである。40分であっても、総時間数をきちんと確保することが必要になるのだから、コマ数ではなくて、総時間数に

換算すると、例えば45分なら50コマで済むところを、40分だったらもう少しコマ数が増えるという計算になる、という説明ではいけないのか。その辺を明確に事務局で答えていただきたい、と発言

蓮学校教育部次長

教務主任と学級担任は、時間数を1時間とカウントするが、それは45分授業の単位で計算をしていく。時々、45分授業を担当の先生が算数と国語で半分ずつ使う時もある。この場合は、0.5でカウントして、二つ分で1時間をきちんとできたというように計算する。よって、必ず1時間は45分とし、それ未満のものは合計をして、合計数が45分の年間時数になるよう計算している、と回答

小熊教育長

基本的には原則小学校が45分、中学校が50分でカウントしていかなければいけないという理解をしていただいて、例えば40分でやった場合、足りない数字が出てくるため、それをきちんと本来必要な時間分行うという考え方でよいのではないかと。中学校でいうと、本来50分でやらなければいけないところを全部45分でやった場合は、50分の場合の授業数でやればよいのではない。もし全部45分授業でやった場合には、もう少し授業数を増やさなければならない、と発言

蓮学校教育部次長

そのように差が発生した場合は埋めるように計算をしていく、と回答

小熊教育長

そういった意味で、資料には記載されていると理解していただければと思う。要するに、時間を減らしてそのままにしないということである。授業のあり方としてコマもあるが、帯と言って、短い時間を授業としてカウントするモジュールという考え方もある。授業時間数をきちんと確保しなければいけないことだと理解いただきたい、と発言

高橋委員

最初の質問に戻るが、40分日課、45分日課の実施を避けるというのは、法的に不適なことをしないようにするという意味ではなく、ここで減らすと後で補講しなければいけないからそれを避けたい、という意味合いと理解してよいか、と質問

合田学校教育課長

そのとおりである。原則、1単位時間のところ45分、50分という原則がある中で、時間数を法的にクリアできるように授業を行うということである、と回答

馬場委員

今の質疑に関連して、そもそも短縮日課を行うのは、例えばその日に公開研究会や習教研と言われる先生方の研修会などが放課後にある場合だと、私は保護者として今まで理解していたがいかかがか、と質問

合田学校教育課長

そのとおりで、特別な行事が入った場合、後ろに時間を作るためにその日に関しては短縮を行っている、と回答

馬場委員

ということは、資料2ページ目の中段で「授業の短縮は行わない」という部分は、朝自習や業間休みをカットして上にあげるから、そういったことを行わなくとも、放課後の時間を確保できるという前提で、これを書いているということでしょうか、と質問

合田学校教育課長

1時間につき5分短くして日課を組むとなると、4時間では20分時間が上に上がるということになり、毎日の時間とは変わってくるため、そうしたところで生活のリズムが変わってしまうため、時間数をあまり変更させないような形で行っている。

馬場委員御指摘のように、公開研究会があったり、習教研があったりする日などの特別な日に関しては、時間を作るために、特別日課を行うということは考えられる、と回答

馬場委員

仮に資料2ページ目の下部のような、短縮した時間割を作ったとしても、そういった事例は考え得るということでしょうか、と質問

合田学校教育課長

そのとおりである。特別な行事がある日は、40分、45分日課で行うということは十分考えられる、と回答

古本委員

今の質問は、放課後に何かイベントがあるときに、授業時間を45分のところを40分に短縮するといった話をしているのではないと思う、と発言

小熊教育長

基本的には、高橋委員から御指摘があったとおり、総時間数をしっかりとやらなければいけないと理解していただいて、本来50分の授業の場合に45分の授業をやっただけでは、5分不足しているのだから、不足分として一コマ余計に授業をやらなければならなくなる、という理解をしていただければと思う。説明が難しいが、高橋委員の発言のとおり総時間数をしっかりと確保していくという意味合いである。校長会にもそういった点で間違いのないようにしっかりと伝えてほしい。校長の方は、45分、50分というのが基本であるということはおくわかっていて、時数をカウントする時にきちんと確保するというところで進めていきたいと思っている。

また、質疑の前半の部分で、学校に取り組んでいただくことと、教育委員会で取り組むことの順番が違うのではないかという御指摘をいただいた点についてだが、もう少し時間をいただいて、市としてしっかりと取り組めるものを作っていかなければいけないと思う。事務の精査等については、我々が責任をもって進められることだと思うので、これから決めなければいけないこともあると思うが、もう少し具体的な説明をお願いしたい、と発言

小出学校教育部主幹

現在、教育委員会から学校向けに発出している調査について、どのようなものがあったのかについてとりまとめているところである。全てのデータが集まっているわけではないため、完全な整理ができていないというわけではないが、いつ発出されていて、締め切りまでにどれぐらいの日数があるのか、回答の方法がどのようになっているのか、そして、どれぐらい負担がかかっているのかを整理をしていきたいと思っている。また、重複した内容があるようであれば、教育委員会内で連携をとって、一つにまとめて発出できるようにしていくことも今後考えていけたらと思っている。

もう一点、文書に関連して、本日午前中に行われた校長会議の中で、文書だけではなく、教育

委員会から送信されているメールについても御意見をいただいた。メールの送付についても精査が必要だということが本日わかったため、その辺を各課において見直しを図っていきたいと考えている。また、学校教育課でのアンケート結果や本日の校長会議の様子を聞きながら現場の声をもう少し集約した上で、今後、教育委員会としてどのようにしていくか、しっかりと考え検討し、姿勢を正していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

これは基本的には、可能な限り一元管理を進めていく、その中で精選をしていくという理解で捉えてよいか、と質問

小出学校教育部主幹

その辺は少し難しいところもある。来年度から新しい校務支援ソフトが導入されることから、そのやり方や方法、どんな時期からスタートできるのかというようなところも含めて、しっかりと今後の検討を要すると思っている、と回答

小熊教育長

本日、校長会議が午前中であって、その中でその辺はどうなっているのかというような指摘も受けたと思うが、学校教育部としてはどのような形で進めていくのか、しっかりと方針を示さないと同じことが続くと思うが、その辺はどのように捉えていくのか、と質問

小出学校教育部主幹

現在のところ、まだ方針がしっかりと決まっていない状況であるため、今日の話を受けて、各課で文書やメールの発信等については、所属長でしっかりと各課皆確認をした上で発出、送信をしていただきたいと思っている。

また、今後については、もう少し精査していくためにも時間が必要であるし、本当に一元化できるのかどうかということも含めて、検討する時間をいただきたいと思っている、と回答

小熊教育長

そのことについては、しっかりと組織として検討していかなければいけないと考えている。すぐに取り組んでいかなければいけないということで確認をしたい、と発言

古本委員

補足で聞きたいのだが、各部署で文書を出していても、どこが出しているのかがもしわからなかったら、重複してまた同じ調査がいつてしまうという問題があると思う。この点について、先生方には聞いたことはあるのか。受けている現場の先生からしてみれば、また同じ文書が来たなというように思う。出している方は、自分達しか出してないと思っている可能性もある。ただ、難しいのは、あまり細かく質問しすぎると先生方の仕事が増えるだけなので、重複していると思うものはありませんかとか、もしくはこれは外せると思うものありませんか、というような形での単純な質問を試みるだけでも大分見えてくるものがあるのではないかと思うが、そこら辺の調査はどうなっているのか、と質問

小熊教育長

調査がなかなかできていないというのが実態である。教務主任や教頭、学校事務職員の研修会など、様々な所で話す機会があるため、必ず本音の声を聞くようにしている。調査物に関しては確実に重複があることと、計画性が足りないのではないかという意見をいただいているので、これ

は今後しっかり取り組まなければいけない課題だと強く認識しているため、そのように指示をしたところである、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 運動部活動の地域移行について

(指導課)

本間指導課長

報告事項(4)「運動部活動の地域移行について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。スポーツ庁は、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、令和2年9月に「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革」を示し、令和3年10月に「運動部活動の地域移行に関わる検討会議」を設置した。この検討会議でまとめられたものが令和4年6月にスポーツ庁に提言された。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。提言の内容については、少子化の中でもスポーツを継続して親しむことができる機会を確保することや教員の働き方改革を推進していくことを目指す姿勢とし、部活動を学校単位から地域単位に移行していこうとするものである。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。令和5年から令和7年を改革集中期間と位置づけ、地域の実情に応じて、休日の部活動から段階的に移行していくこととなっている。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。この提言を受けて、千葉県教育委員会では本年7月に市町村教育委員会担当職員を対象に説明会が行われ、運動部活動の地域移行の目的が示された。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。併せて千葉県の地域移行スケジュールも示されたので、本市もこのスケジュールに基づいて移行していく。本年度は、協議会等の設置、令和5年度は市内全体で1部活動以上の実施、令和6年度は、全ての中学校で各校1部活動以上の実施、令和7年度は、全中学校で準備が整った部活動から地域移行していく。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。地域運動部活動の移行を推進していくために、来月、第1回の検討委員会を開催する。今年度は3回、来年度以降は、年4回実施する予定である。今年度の検討委員会では、地域運動部活動の方向性と令和5年度の実施について検討をしていく。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。令和5年度の地域移行予定である。この内容については、各学校の実態を把握し、今後の検討委員会で協議していく。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。令和5年度は、市内全体で1部活動以上の実施となっていることから、生徒・保護者に不安や混乱を招かないよう丁寧な説明をし、今までと変わらぬ部活動の運営ができるように総括責任者は学校長として進めていく。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。実施候補部活動については、各学校の実態を把握するとともに、各学校長と協議をし、進めていく。また、指導者についても、スポーツ協会・各団体と連携を図り、指導者を確保していくことや休日の指導を希望する教員については兼職兼業で指導にあたる体制の整備を行っていく。

スライド資料6ページ目を御覧いただきたい。これまで習志野の学校教育が築いてきた部活動の良さを活かし、地域部活動を推進していく、と概要を説明

古本委員

やっとここまで来たのかなと思う。教育委員会に携わって結構長いけど、昔から部活動の指導を先生方だけでやるのは厳しいのではないかと思っていた。働き方改革のことに関してもそうだが、

事務を減らすということも含めてずっとやっていたし、やっと国も外に移行していくという動きになったが、いつもその時に問題になるのが、指導者の質をどう担保するのかということである。今は学校の先生だが、偏った指導者になってしまっても、やはり問題がある。その辺の質をどう担保するのかということを考えなくてはけないのかなと思う。それをしない限り、生徒や保護者を含めて、学校に生徒を預けるということができなくなってしまうので、そこを考えなくてはけないのかなというのが一つ。あともう一つが、今回は運動部活動だが、特に習志野市の場合には、吹奏楽など音楽を一生懸命やっているため、音楽系の部活動に関してもどうしていくのか、そういうことも含めて考えていかなければいけないと思うが、その辺はどうなっているのか、と質問

本間指導課長

御指摘のとおり、指導の資質については、非常に重要だと考えている。専門性、資質能力を有する指導者をこれから確保していくことが必要となっていくが、現段階では、その選定基準として資格を有する指導者を確保するという事は非常に難しい状況にあると考えている。ただ、本市の場合には、現在、部活動支援員を8名入れている。そのほかに、学校の中にボランティアとして指導して下さる方もおり、その方々が続けてやっていただけるような形だったり、人材バンクの方で進めていったりというような方向で今考えているところである。

2つ目の文化部については、令和4年8月に検討会議より提言がなされたが、まだ、千葉県からは、その方向性について何も示されていない状況にある。ただ、これは運動部活動と違い音楽室等を使っていくため、施設管理の面でも考えていかななくてはいけないところがある。県から指針等が出次第、その後市でも検討していく、と回答

古本委員

文化部の件に関しても、準備をしておいた方がいいと思う。

もう一つが、施設の管理の話があったが、学校でやっているから一つの問題として出てくるが、逆に運動部は校外に出るわけだから、学校の目の届かないところで事故などが起きることもあるため、今後そういったことも考えていかなければいけない。指導者についての研修をすとか、事故が起きた時にどうするのかなど、まだ考えなくてはいけない問題が多々出てくるため、そこも含めて慎重に考えていただいて、ぜひ話を進めていただきたい、と要望

本間指導課長

検討委員会等で、その件についても話を詰めていきたい、と回答

高橋委員

大変期待しているため、ぜひうまく頑張ってもらいたい。習志野市はすごくスポーツに特徴があって、さらに保護者からの期待もあるだろうし、児童生徒もすごく楽しく感じているとか、場合によっては教員のやりがいや生きがいになっていることもあって、なかなか難しい面があると思う。2ヶ月ぐらい前、ある保健体育の先生で本人もスポーツマンなのだが、すごく一生懸命に授業研究をやっていた方が、すぐに部活をなくして欲しいとまで言っていたのを聞いた。理由は、授業の準備をしようと思うときに、本当に時間がなく苦しいとのことであった。日本の部活はとてもいいところもあったと思うが、ある面それは、教員の家庭生活も含めて、プライベートな時間を削って、成し遂げてきたことだと思う。だからこそ、絶対ここは引けないと思う。その上で、さっき言ったような様々な問題があるから、上手くやっていく必要がある。しかし、習志野市はスポーツに特徴があるため、指導してみたいという方もきっといらっしゃるだろうし、そういう力がある方とか、必ずしもこれがマイナスになるわけではなくて、生涯スポーツに転換するという意味で、いい結果をもたらすこともあり得ると思う。そういった意味で、上手く気をつけて、トラブルが起こらないように、

順々にやっていていただきたいと思う、と要望

馬場委員

地域移行というのは大変いいことだなと思う。先ほどの働き方改革の面においても、高橋委員がおっしゃったように、教員の時間確保、家庭の充実といった面においても非常にいいことだとは思いますが、今まで先生方が素晴らしく情熱的に指導してくださっていて、子ども達も、先生に信頼を寄せ、活動してきた面というのが多分にあると思う。部活動保護者会で説明をしてくれるということだが、保護者に対しても子ども達に対しても、今まで先生方がやっていったところを、今後こういうようにしていく、といくことを上手く説明していかないと、今まで先生方と一緒に、いい関係性で作り上げてきたものが、上手くいかなくなってしまうケースも出てくるのではないかと想像する。この間、見聞きした話だが、東京の学校は、曜日によって地域指導員を週に2回だったと思うが、そのような頻度で、毎日地域の方がやるということではなく、先生が指導する日もあれば、地域の方が指導する日もある、というようにしている。地域指導員の方と先生方とで上手くコンタクトをとって、指導内容に齟齬が出ないように、上手く行っているという例を聞いた。千葉県の意向や方針があると思うが、習志野市ではその辺は両方見ていくという方法は全く考えずに、地域の方に全てを任せしてしまうという方針なのか、と質問

小熊教育長

昨日、県の教育長と葛南5市の教育長が懇談する機会があり、その際にやはり部活動の地域移行については話題になった。各地で同様の場があるが、部活動の地域移行だけで話が終わってしまうぐらい、ある意味でかなり混乱をしている状態である。どう進めていったらいいのかということが、本当にわからないといった状況が全県下ある。私としては、スライド資料の最終ページのとおり、今まで取り組んできた学校教育での部活動の良さはしっかりと継続していかねばいけないと思う。それと、今御指摘があったとおり、地域移行になればなるほど、専門家に指導していただければ意味がないだろうと考えている。ここからは私見になり、これから検討していかねばならないことだが、基本的には、各スポーツ競技団体とよく話し合いをしていって、底辺の拡大ということも含めて取り組んでいくべき課題であると考えている。それに加えて、それぞれの学校の関係者には、その種目に長けた方もいるため、そういう方を発掘していく形で進めていきたいと考えている。ただ、実際にそうなるのかどうなのかは、これから考えていかねばいけないが、日も差し迫っており、来年度、市で1つ以上はやらなければいけないため、1つのモデルケースを作っていきたいと思っている、と発言

馬場委員

今までの実績など、そういったところを踏まえつつ、上手くやっていただきたいと思っている。先ほど古本委員が音楽について触れていたが、吹奏楽部に関しては私も当事者の保護者だったため十分わかるが、運動部に劣らずすごい活動量がある。ただ、先生と生徒の信頼関係を個人的には崩して欲しくないという思いもあるため、そのあたりも踏まえつついろいろ検討していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

議案第37号 令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について
(学校教育課)

議案第38号 令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針

針の制定について

(学校教育課)

議案第39号 令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定
について (学校教育課)

河村学校教育課主任管理主事

議案第37号「令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について」、議案第38号「令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について」、議案第39号「令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について」、一括して説明する。

まず、議案38号については、県教育委員会の人事異動方針に基づき、適正かつ円滑に実施してまいりたいと考えている。なお、基本的に県教育委員会の異動方針に則ったものとなっており、昨年度との変更箇所は資料3ページ目の「令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の変更点」のとおりである。来年度より、全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、教職経験の早い段階において特別支援教育を経験することにより、人材育成を踏まえ人事配置を推進する方針が打ち出された。これを受け、習志野市人事異動方針においても、「第2 実施要項 1 適正配置について」においてその記述を加えた。また、昨年度より開始された再任用校長に加え、来年度からは副校長及び教頭の職にある者についても、再任用管理職として登用、配置する方針が示されたことから、再任用管理職についての記述を加えた。その他については、変更点はない。参考資料として4ページ目に、県教育委員会による人事異動方針を添付している。

続いて、議案第39号について、令和4年度末及び令和5年度における習志野市立高等学校教職員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、議案38号の参考資料で紹介させていただいた、県教育委員会の公立学校職員人事異動方針に準じている。本市教育委員会としては、県教育委員会と連携し人事異動を行ってまいりたいと考えている。なお、昨年度との変更箇所は、資料2ページ目の「令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の変更点」のとおりであり、基本的に県教育委員会の異動方針に則ったものとなっている。県教育委員会としては、全ての職員が特別支援教育に関する理解を深め専門性の向上を目指す方針を打ち出している。文科省の調査では、通常学級において知的発達に遅れはないが、行動面等で困難を示す児童生徒が約6%在籍している実態が報告されており、高等学校においても行動面において課題を抱える生徒について合理的配慮が求められている状況にある。そのため、習志野高校においても、特別支援教育に関する職員の指導力及び資質向上に努めていく。

最後に、議案第37号の幼稚園については、小中学校の人事異動方針を参考に、表記や文言の整理及び項目の組み換えを行った。内容については大きな変更点はない、と概要を説明

小熊教育長

議案第37号の説明が最後にあったが、これは意図的なものがあるのか、と質問

河村学校教育課主任管理主事

幼稚園の場合は、小中の人事異動方針に基づいて、文言整理を行っているため、先に小中の人事異動方針を説明してからの方が御理解いただけるということで、この順番にさせていただいた、と回答

小熊教育長

やはり順番どおりに説明していただいた方が、違和感がないのかなと思うがいかがか、と質問

河村学校教育課主任管理主事

今後の参考とさせていただきたい、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第37号、議案第38号、議案第39号は全員賛成で原案どおり可決された。

<議案第35号、議案第36号、議案第40号及び議案第41号については非公開。

ただし、議案第35号、議案第36号及び議案第40号については、令和4年11月25日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

議案第35号 指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館) (社会教育課)

小久保中央公民館長

議案第35号「指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館)」について、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。今回、御審議いただく公の施設は、習志野市新習志野公民館で、指定管理者として選定した団体は、株式会社オーエンスである。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間である。この議案の提案理由は、習志野市新習志野公民館の指定管理者を指定することについて、令和4年習志野市議会第4回定例会に提案していただくため、市長に申し入れるものである。

資料1ページ目の上段を御覧いただきたい。指定管理者として選定した株式会社オーエンスの概要を申し上げますと、目的として、地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設の維持管理、運営業務及びビルメンテナンス業他である。事業実績としては、全国自治体の公共施設の指定管理者としての管理運営、習志野市新習志野公民館の指定管理者としての管理運営を平成27年4月1日から行っており、習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館及び習志野市谷津公民館の指定管理者としての管理運営を令和3年4月1日から行っているところである。

資料1ページ目の下段を御覧いただきたい。指定管理者の選定の結果としては、今回の公募における申請は、同者1者であった。公募にあたっては、競争原理が働き、より多くの事業者が参加できるよう、受付期間を可能な限り長く設定するとともに、お盆前後を避けるなどした。また、従前は申請のため、必須としていた応募説明会も、事業者の負担軽減のため、参加を任意とするなどの対応をしたが、申請者数はこのような結果となった。最後に、選定理由であるが、公共施設の管理運営の受託、ビルメンテナンス業等を目的とする事業者で、全国自治体の公民館やコミュニティセンター等の公共施設の維持管理を指定管理者として行っており、その実績を活かした管理運営が期待できる点である。また、提案内容は、充実した研修体制や豊富な施設管理のノウハウに基づく安定した管理運営、利用者からの意見や要望を積極的に取り入れた多彩な事業の実施等があげられている点である。以上のことから、本市が求める水準を十分に満たしていると判断し、指定管理者の候補として、選定したものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第36号 令和4年度教育費予算案(12月補正)について (教育総務課)

中野教育総務課長

議案第36号「令和4年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。No.1から6まで、それぞれ小中高等学校、幼稚園、公民館、生涯学習複合施設について、昨今の社会情勢の中で、燃料価格が高騰しており、電気料金及びガス料金の不足が見込まれることから、補正予算案として市長に申し入れるものである。合計事業費としては、1億2,757万1千円である。ただし、こちらについては、各施設の施設長等に、節電等についてしっかり行うよう周知徹底を図り、予算を要求するのみならず、我々としても節電等について厳しく管理をしていきたいと考えている。

資料2ページ目を御覧いただきたい。「(2)債務負担行為」については、ただいま議決をいただいた新習志野公民館の指定管理料に関してである。限度額としては、8,687万2千円に消費税及び地方消費税を加えた額を上限とし、債務負担行為を設定するものである、と概要を説明

小熊教育長

今話があったとおり、特に電気代等はわかりやすいところなのでしっかりと管理をしていくことが必要だと思うが、学校教員の超過勤務の件とも絡んでくる。この辺の対策について、どのように対応するのか、と質問

中野教育総務課長

超過勤務との関連性については、例えば、冬であれば17時を過ぎれば外は暗く、寒いという状態である。各教室において、特に、小学校担任の先生方は自身のクラスにも机等が置いてあり、そこで残業している部分もあるかと思う。そういった部分については、職員室など一つの部屋で作業することによって、節電等にもなる。また、当然のことながら働き方改革という意味においては、早く帰宅をしていただきたいという意味も含めて、周知していきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第40号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (指導課)

本間指導課長

議案第40号「習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明する。

議案第40号の下部を御覧いただきたい。提案理由は、学校運営協議会委員の報酬を改正することについて、市長に申し入れるものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。学校運営協議会委員の報酬額として日額2,500円に改正するものである。学校運営協議会については、県や近隣市の状況等を勘案し、年間4回の開催を推奨しながら進めていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第40号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第41号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

議案第41号「習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第41号は原案どおり可決された。

小熊教育長

令和4年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言